

(平成30年7月6日現在)

事務処理フロー図

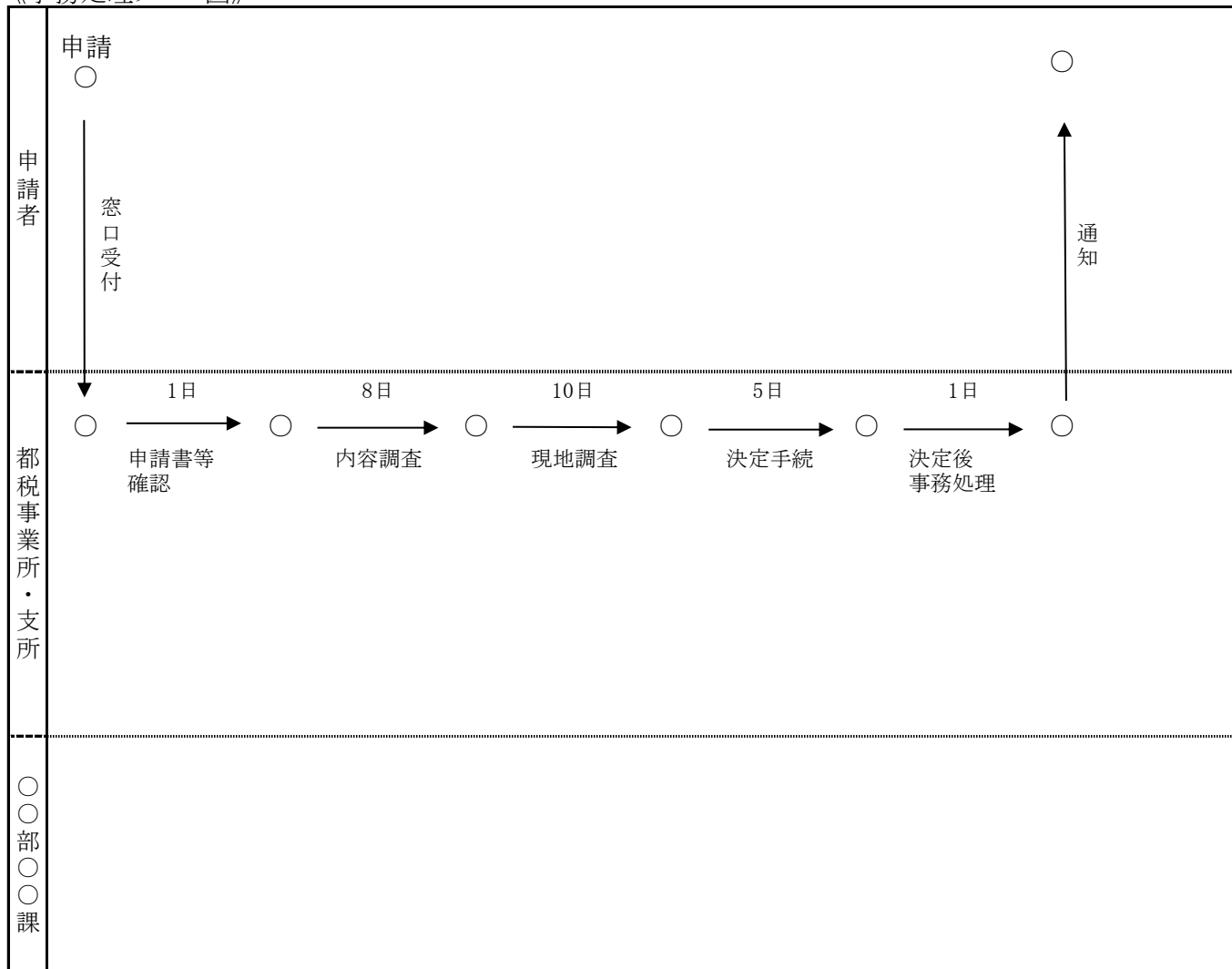
事務名	固定資産税及び都市計画税の減免事務
根拠法令	東京都都税条例第134条第1項、第188条の30

作成部署 主税局資産税部計画課減免指導担当 電話03-5388-3045

標準処理期間計	25日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	申請書等確認	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか確認します。
2	内容調査	申告された内容が地方税法に定められた要件を満たすかどうかを調査します。
3	現地調査	申告された不動産について現地調査を行い、その現況を調査します。
4	決定手続	都税事務所長が減免の許可又は不許可の決定を行います。
5	決定後事務処理	決定した内容について、電算入力等の事務処理を行います。
6	通知	申請者に通知します。
7		
8		
9		
10		